

## 提出書類

【注：本市独自の記載事項や添付書類等があるので、申請前に十分確認してください。】

提出書類	注意事項
建設工事入札参加資格審査申請書	<b>指定様式</b>
申請営業所調書	<b>指定様式</b> ※営業所から申請する場合のみ
申請業種等調書	※ A 又は B のどちらかを提出する ※ 2 か所の営業所から申請する場合は、 <u>同一業種は重複申請できません。</u> ※ 申請する業種の許可を持つ営業所でなければ申請できません。
建設業許可証明書	申請日直前 3 か月以内に発行されたもの（コピー可） ※ 建設業者・宅建業者等企業情報検索システムの「建設業者の詳細情報（業者概要）」の PDF ファイルも可とします。
建設業許可申請書別紙 2(1) 又は(2) 営業所一覧	支店等から申請する場合のみ必要 A4 判にコピー
委任状	<b>指定様式</b> （指定様式と同内容であれば任意様式でも可） 支店等から申請する場合は必要
誓約書	<b>指定様式</b> ※ 本店（本社）名で記入すること。
完納証明書	申請日直前 3 か月以内のもの（コピー可） <u>丸亀市内の営業所で申請する場合</u> ：下記「ア」・「イ」・「ウ」を提出すること。 <u>香川県内かつ丸亀市外の営業所で申請する場合</u> ：下記「イ」・「ウ」を提出すること。 <u>香川県外の営業所で申請する場合</u> ：下記「ウ」を提出すること。 ア 丸亀市税全税目についての <b>本店の完納証明書</b> 【丸亀市で交付のもの】 イ 香川県税全税目についての <b>本店の完納証明書</b> 【各県税事務所等で交付のもの】 ウ 「法人税（個人は所得税）」及び「消費税及地方消費税」の <b>本店の完納証明書</b> 【本店所在地を管轄する税務署で交付のもの、 法人は様式その3の3、個人は様式その3の2】
経営規模等評価結果通知書 ・総合評定値通知書 (以下、総合評定値通知書)	※ <u>通知書を提出しなければ受付無効とする。</u> ※ <u>土木一式、建築一式、電気、管、舗装工事において、経営事項審査の平均完成工事高がない場合は、申請できない。</u>

技術者名簿	香川県内に本社（本店）がある事業者のみ提出 A4判にコピー ※総合評定通知書の審査基準日時点のもの
工事経歴書	建設業法施行規則様式第2号、申請日直前の2期分 A4判にコピー ※工事経歴がない場合も、様式に「 <u>工事経歴なし</u> 」と記載し提出すること。
発注者別評価項目に関する申請書	添付書類は別紙「発注者別評価項目について」を確認のうえ提出すること。
営業所の写真	<b>指定様式</b> 市内の営業所で申請する場合のみ必要 申請日直前3か月以内に撮影したもの ※必ず申請業種ごとに営業所技術者等がわかるようにすること。

**【問合せ先】**

丸亀市役所 総務部庶務課 TEL (0877) 24-8944 (直通)  
(所在地 〒763-8501 香川県丸亀市大手町二丁目4番21)